

警備業営業所等の立入検査規程

昭和47年10月28日
都公委規程第6号

〔沿革〕 昭和49年 1月 都公委規程第1号（い）
58年 1月 同第1号（ろ）
平成 7年 1月 同第1号（は）
17年12月 同第7号（に）
令和 元年10月 同第7号（ほ）改正

（趣旨）

第1条 この規程は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第47条の規定に基づき、警備業の営業所、基地局及び待機所について警察職員が行う立入検査に関し必要な事項を定めるものとする。（に、ほ）

（立入検査の目的）

第2条 立入検査は、警備員に対する教育その他法に定める義務の履行確保等警備業務の適正な実施を図るために行なうものとする。

（立入検査の区分及び基準）

第3条 立入検査は、次により行うものとする。（は、ほ）

(1) 通常立入検査

生活安全総務課長又は警察署長（以下「関係所属長」という。）が、次に掲げる事由があると認める場合に、その指示により行う。

ア 法その他関係法令違反により指導、警告を受けたものについて、その後の状況を検査する必要があるとき。

イ 新たに警備業が認定され、又は機械警備業務が届出されたとき。

ウ その他必要があるとき。

(2) 特別立入検査

生活安全部長が、警備業を取り巻く環境の著しい変化等により、法その他関係法令の遵守状況を広範囲にわたって調査し、確認する特別の必要性を認める場合に、その指示により行う。

(立入検査の実施者)

第4条 立入検査の実施者は、原則として、警備業法関係事務を担当する警察職員の中から、関係所属長が指定するものとする。(い、は、ほ)

(身分証明書)

第5条 法第47条第2項において準用する法第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)別記様式第22号の「身分証明書」とする。

(に)

(事前の指示教養)

第6条 関係所属長は、立入検査を行なわせようとするときは、その者に対して立入検査の実施事項、実施要領等を明確に指示、教養するものとする。(ほ)

(遵守事項)

第7条 立入検査の実施にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。(ほ)

- (1) 営業所責任者等に来意を明らかにすること。
- (2) 営業者の正当な業務を妨害し、又は犯罪捜査に利用しないこと。
- (3) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行なうとともに、立入検査の対象以外の事項等に及ばないようにすること。

(報告)

第8条 立入検査の実施結果については、速やかに関係所属長に報告しなければならない。ただし、法令違反の事案を発見したときは、営業者に対して事案に応じた適切な是正措置をとらせるとともに、当該事案が法第48条の規定に基づく指示を必要と認めるときは、速やかにその旨を関係所属長に書面報告するものとする。(に、ほ)

(関係所属長の措置)

第9条 前条の報告を受けた関係所属長は、事案に応じて警視庁行政処分取扱規程(昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号)等に定める必要な措置をとるものとする。(ほ)

附 則

この規程は、昭和47年11月1日から施行する。